

## 別 添

### 藤本農園に対する改善命令等の内容

- 1 貴殿が、適正に格付を行い、有機 J A S 規格に適合した農産物に対してのみに有機 J A S マークを付すこと。
- 2 貴殿が、不適正な格付を行い、有機 J A S マークを付した主たる原因は、貴殿の有機 J A S 制度及び格付業務に対する認識が著しく欠如していたことにあると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- 3 2 の結果を踏まえ、不適正な格付を行い、有機 J A S マークを付すことがないように再発防止対策を行うこと。
- 4 貴殿が、不適正な格付を行い、有機 J A S マークを付した全ての農産物について、直ちに当該有機 J A S マークを除去又は抹消すること。
- 5 貴殿が、不適正な有機表示を行った全ての農産物について、直ちに当該有機表示を除去又は抹消すること。
- 6 1 から 5 に基づき講じた措置について、平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日までに農林水産大臣あて報告すること。